

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日： 令和元年 11月 1日

事業所名：デイサービス あ・み・ず

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
環境・体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	・国の指定基準を満たしたスペースの確保をし、活動スペースとして提供させていただいています。		・作業する部屋を分ける形が整えられました。
	2 職員の適切な配置	・国の職員配置指定基準を満たした職員数を配置し、多動児が多い場合には加配職員を配置しています。		・多動児が多く来所される時は、指定基準よりも多く職員を配置し、加配職員も多く配置しています。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	・事業所内は、バリアフリー化されており過ごしやすい環境を整えています。		・現状維持していきます。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	・おもちゃ等、活動に必要な物は子どもたちの目に見えない所に確保し、必要な時に提供しています。活動に合わせてすや机が収納できるようになっています。		・現状維持していきます。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	・今後も職員間で連携を深め、日々の支援の振り返りとともに、期間ごとに振り返りを行い「PDCAサイクル」への参画をおこなっていきます。	/	/
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施		/	/
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	・職員各自が研修会や勉強会に参加し資質向上を目指しております。	/	/
適切な支援の提供	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	・アセスメントシートを用いて、より細かいアセスメントを行うとともに、子どもや保護者のニーズに沿った計画を作成させていただいています。		・現状維持していきます。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	・個別活動、集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しています。		
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載			

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
適切な支援の提供(続き)	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	・実施しています。		・現状維持していきます。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	・保育士、児童指導員、障害福祉経験者、指導員、管理者が意見を出し合いプログラムの立案を行っています。		・現状維持していきます。
	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援	・平日、休日、長期休暇に応じてプログラムを組み替え、細やかな支援を心掛けています。長期休暇は色々なイベント企画も考えています。		
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	・随時、利用者様の状況に応じてプログラムの見直しを行っています。		
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	・その日行われる支援内容や役割分担について、それぞれ支援開始前に確認を行っています。		
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	・支援終了後にそれぞれ職員間で、その日の支援の振り返りを行うと共に気づいた点を話し合っています。		
	10 日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	・日々ケース記録を作成し、支援の検証・改善に繋がっています。今後もより良い支援を目指します。		
11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	・6ヶ月ごとにモニタリング・評価を行い計画の見直しを行っています。			

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
関係機関との連携	1	子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議へり参画	・児童発達支援管理責任者が会議に参画しています。	
	2	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施	・学校、医療等の関係機関と連携して支援しています。	
	3	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備	・協力医療機関等と看護師と連絡体制を整えています。	
	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有		
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	・生活介護、通所介護も運営しているので、引き続き契約更新していただき、利用して頂ける体制になっています。	
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進		
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供	・大学内のプレイルームや科学館等に外出に行き、他年齢児との交流ができる機会を設けられるようにしています。	
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営		

・現状維持していきます。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
保護者への説明責・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	・契約時に利用契約書・重要事項説明書・利用者負担等について丁寧に説明を行っています。		・現状維持していきます。
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	・計画を立てた際、保護者の方にわかりやすく説明をし同意をいただいています。		・現状維持していきます。
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	・保護者の方から電話、送り時、連絡帳にて相談をお聞きした時は、声掛け等の助言はさせて頂いていますが、ペアレント・トレーニングは実施していません。		・現状維持していきます。
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	・保護者の方との情報交換を密にし、共通理解を持てるように心掛けています。		・現状維持していきます。
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	・保護者の方の悩みを相談受けると、助言や支援を行っています。		・いつでも気軽に話しやすい環境を目指していきます。また、学期ごとに直接保護者の方と面談出来る機会を作れたらと考えています。
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援	・父母の会・保護者会の開催は行っていません。		・今後、機会があれば検討していきます。
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	・苦情があった場合は、管理者に報告し、管理者から対象の保護者の対応を行っています。		・現状維持していきます。
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	・利用者様、家族様ともに意思疎通・情報交換の為に細心の配慮を心掛けています。		・現状維持していきます。
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	・毎月、smile新聞(児童フロア)の発行を行い活動の様子をお知らせしています。		・遠方の方にも様子がわかってもらえるように、smile新聞発行して様子がわかるようにしています。
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	・個人情報の取り扱いには十分注意をしています。		・現状維持していきます。

区分	チェック項目	現状評価(実施状況・工夫点等)	保護者の評価	保護者の評価を踏まえた改善目標・内容
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	・施設内共有の緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定して職員間で共有しています。		・職員間だけでなく、保護者の方にも共有できるようにマニュアルを配布し周知していきます。
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	非常時の災害に備え年2回の避難訓練を実施しています。消防署の方に来ていただき消火訓練も行っています。		・消火訓練だけでなく、防犯等の訓練も考えていきます。
	3 虐待を防止するための職員研修機の確保等の適切な対応	・管理者が外部研修に参加し、職員に伝え全員が意識を高めています。		
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	・契約時には必ず「利用者又は他の利用者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません」という説明をさせていただいています。		
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	・食事箋にアレルギーの有無を記入してもらいアレルギーに対する配慮をしています。		
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	・ヒヤリハット例があった場合は、毎日の記録及びヒヤリハット報告書に記載し、月1回職員間で検証を行っています。		